

- ポトリー○エストラント○リーイフント
- セミカリエン○ヒサギタイエン○ユレリエン
- テウエール○ユゴリエン○ヘルミエン
- ウイーアットカ○ボルガリエン○ノヲユセツト
- ニソフセニラント○テエルニゴフ○リヤサン
- ホロツカ○ロストフ○ヤロスラン
- ペローセルスリ○ウードルスカ○ヲードルスカ
- コンタイスカ○ウイテフスカ○メステイラフ
- ユウエリエン○カルタリニエン○シコルシエン
- ガハルデイニスウラン○シルカスシシン○ゴリセン
- ノルウエーケン○スレスウイギホルステン○ストルマレン
- デイトマルセン○エウユリエン○ラルデビユルク

以上

右の外小國は其數多く相記申さず  
右はヲロシヤ國使節の役レサノツト申口和解仕呈上

子九月十日

通詞目附  
大小通詞

### 第五十一節

レサノツト以下の役名年齢

本船乗組人數八十五人内ヲロシヤ人八十一人日本人四人の外に乗組御座なく  
右日本人の儀は十二年以前ヲロシヤ國へ漂流仕候に付當節連渡申候

ヲロシヤ人乗組役掛りの者名前年齢等

全 船頭	クルウセンステル	四十歳
全 ホフラード	ホスセエ	三十四歳
全 マヨール	フリイデリデイ	三十三歳
全 陸船頭	ヘトロフ	二十四歳
全 ロイトナント	コスセレンフ	全前
全 外科	エスヘンベルケ	四十二歳

第十章 日露交渉史片

全	ダイレシラス	三十五歳
全	コスセボン兄弟	兄十六歳 弟十五歳
全上案針役	ラアトマノフ	二十四歳
全下案針役	ロンベルケ	二十七歳
全	コロワテエフ	全前
全	レエヘンスタルン	全前
全	ヒルリンキホウセン	二十三歳
全	カメンチコフ	二十二歳
全	ホルチル	三十五歳
全アストロノシーリ	ランストルチ	二十九歳
全外科	セメリン	四十九歳
全コミナル		

以下略之

### 第五十二節

### 江府より仰渡さる公書の趣

我國昔より海外に通問する諸國少からずといへども、事に便宜にわらず故に嚴禁を設けて異國の商舶も亦たやすく我國に來ることを許さず、強て來る海舶ありといへども固く退けていれず、只唐山朝鮮琉球紅毛の往來する事は互市の利を必とするにわらず、來る事の久しきは素より其いはれを以てなり、其餘の如きは昔より未だ曾て信を通せし事なし、計らざるに前年我國漂泊の者をいざなひて松前に來て通音を乞ふ、又長崎に至りて好みを通し、交易を開かん由を計り、既に其事再ひに及んで深く我國に望む所あるも、又切なるを知らず、然りといへども望み乞ふ所の通信通商の事は重て愛に議すべからざるものなり、我國海外の諸國と通問せざる事既に久し、隣誼を外國に修むる事をしらざるにわらず、其風士異にして事情にふけるも亦權心を結ぶに足らず、徒に行李を煩らひ、いたむ故を以て絶て通ぜず、是我國歴世封疆を守るの常法なり、争でか其國一儔の故を以て朝廷歴世の法を變すべけんや、禮は往來を尙ふ、今其國の禮物を請て答へずんば、禮を知らざる國とならん、答とすれば海外万里何れの國か、然るべからざらん、容ざるの勝れるに如かず、互市の如きは其國の有所を以て我なき所に交各其理有に似といへとも、通して之を論すれば、海外無價の物を得て、我國有用の貨を失

は、案、する、に、國、計、の、善、なる、もの、に、あ、ら、ず、況、や、又、輕、驕、の、民、奸、猾、の、商、物、を、競、ひ、價、を、争、ひ、唯、利、に、く、れ、謀、つ、て、や、も、す、れ、は、風、を、壞、り、俗、を、み、た、る、我、民、を、養、ふ、に、害、あ、り、て、深、く、と、ら、ざ、る、所、也、互、市、交、易、の、事、な、く、て、只、信、を、通、し、新、に、好、み、を、結、ば、む、事、素、より、又、我、國、が、禁、し、て、ゆる、か、せ、に、な、し、が、た、し、爰、を、以、て、通、す、る、事、を、せ、す、朝、廷、の、意、か、く、の、如、し、再、以、來、る、事、を、費、す、こ、と、な、か、れ、

丑三月

右の通り御目附より讀聞せられ其旨通詞を以てロシア人へ通達あり

### 第五十三節

#### 長崎御奉行より申渡しし書

先年松前へ來りし節すべて通信通商はなり難き事とも一通り申諭し國書と唱ふるもの我國の假名に似たる書翰持來る事を許さず第一松前の地は異國の事を官府へ申次所にあらず若此上其國に残りし漂流人を連來るか或は又願申旨杯有とも松前にては決て事通せざる間右の旨長崎は當國の事に預る地なる故に議する事もあるべし逆長崎に至るための信牌を與へしなり然るを今又國語

の書を持來る事は松前に於て申諭したる旨辨へかたきにやあらん是偏に域を異にし風土等しからず故に通し難き事なり此度改めて政府の旨を請へ申諭す事件の如し特に船中新水の料を與ふ然る上は我國近き島々杯にも決して船繋りすべからず早々地方をはなれ速に歸帆すべし

右の通り兩鎮臺へ命せられ通詞を以て委細に達しあり翌七日又々ロシア人共鎮臺へ召され下され物品は如左

- 一天艸米 百俵 一小麥パン 三千斤
- 一鹽 貳千俵 一眞綿 二千把

### 第五十四節

#### 使節レサノツトの談話

オロシア使節レサノツト馬場佐十郎へ語りけるは貴國へ使節をつかはし方物を捧る事は諸國へも普く聞へ沙汰するとなるに願筋は勿論方物までも一向領納無之ではオロシア國の耻辱なる由申すに付諒聞にも有之通日本は禮儀を第一とすることなれば外國より禮を受け此方より禮答せざる時は無禮となりぬ

さればとて遠海通船なり難きなれば容易に禮答することもならず又餘儀なく領納これなき由申聞ければ禮答の事は和蘭全様にて宜しきと申せしゆへ和蘭は格別の由緒も有之殊にオロシヤは帝王のことにて和蘭全様の取扱ひにて不苦夫れば各々方の申譯といふものなりと語りし以上松本胤通著献芹微衷所載)

第五十五節

恐露病の由來

日本は風俗禮儀衣服の制度までも殊に全美にて其上武備嚴重武藝鍛練なることは諸國の及ぶ所にわらず刀劍弓矢の制作良好なるは實に万國に勝れたり然るに海外の諸國に畏怖し兎角我オロシヤをも畏れ憚ると聞及べり甚た謂れなきことなり是併なから和蘭人年久しく貴國へ通商し其貨物を以て諸國へ賣買す若し外の諸國より通商等のことわらば其賣買利潤の少からんことを慮りてかく悪く執成したるならん是は一体海外の人といふは唯和蘭と唐山とのみ通

商を許されて其外諸國の船を入れられず又海外へ船をも出されず夫故海外の形勢情實をよく詳かにせざるよりして右の如く畏怖せらるゝなるべし貴國人物制度の全備元より海外の輕侮を受くべからざること前にいふが如し足下國に歸らば此ことを貴國の人々へよく告知すべしとオロシヤ人幸太夫へ語りし由(以上献芹微衷所載)

第五十六節

宗對馬守家來勝手より差出せる書付

此節對馬守より露亞西船の儀に付委曲奉窺候就夫對州碇泊の露船修理に事寄せ今以て退帆不仕實は開港の深望と相見碇泊以來の次第追々對馬守より御案内申上候通りの儀に御座候然る處三月初旬頃より不法の舉動相募其次第は船修理場所の儀芋崎に於て取計度申出候處萬一異變相生候節渠に於て至極の勝地此方には不便利に付差支の筋を以て相斷候得共不聞入勝手に致弊船押而伐木取計小屋掛の體一時の普請に無之既退帆後も此儘差置候様申聞對馬守へ致對而度赴申出或は同國船より爲食用積來候牛芋崎へ致野飼置其内二三匹殘候と

て此方の者致毒害牛拂底に付八匹賣渡候様申掛其儀不相叶候時は勝手に可致掠奪又は船中病人有之若相果候は土葬可取計趣且暑中爲納涼建家取計度湯殿造作方の儀も申出彌多月滞留の心組と相見へ芋崎の地を永致借用度其代り大砲可遣杯申聞如右倨傲の難題申莫穩順の所置方不相届候付其次第以急飛長崎御奉行へ申出速に退帆方の儀横文字の御狀以被仰越則船將へ相渡候處此書翰は日本封に而將軍の御印有之其身名宛に候得共開封不相成江戸在留リハチヨフへ差越全人開封の上に無之而は拜見不相叶段申聞候付色々相掛候得共何分リハチヨフへ差出返翰も全人より差出候國法の由にて不致開封如何共仕道無之次第に御座候右は二月三日淺海浦へ渡着以來右浦津を開港場に仕度術策を底意に持込種々の難題申出候荒増に御座候其外應對の爲差遣置候役人共へ對し恐喝愚弄等の狀体中々難盡紙上存細々の儀は御明瞭被成下度様奉願候異船碇泊以來四ヶ月に相成警衛守護の役により人馬の往還に至岡州奔命疲弊不一形庶民共には植付收納の時節相失路頭に迷飢餓に逼候段歎ケ歎次第に奉存候素對州の儀は貧弱の小島不毛の瘠土平常の蕪食をも不行届他國の買米を以て取績罷在候國柄の儀は追々奉申上候次第に付新に申上候迄も無御座候去

四月十二日異人共端船而車海へ乗出可申大船越瀬戸口へ差掛候所此場所は兼て差塞置候を理不盡に押破通船可致勢に付全所番人が差圖所々人夫以通船相支候を憤郷士兩人を搦捕へ安五郎と申す者と殺害法外千萬の舉動御座候得共兎角穩順の道兼々及嚴達置候に付此方よりさして手過の義仕不申候外無御座眼前の解死人をも其儘に付置且被搦捕候郷士兩人取締得不申異人共は本船へ引取申候此儀は頃日對馬守より御英斷の御指揮奉伺候節一通書面に書載仕候通に御座候

然る所此頃國許より急飛到來仕四月十三日異人共又々大船越へ罷越亂暴仕候段は此節對馬守より差上候砌書載仕候通り彌々切迫の體勢と相成恐寒至極奉存候本月十二日搦取候郷士兩人船中繋囚の苦惱不一形羞辱相忍兼死決仕候處兩刀を被奪取自殺の方便無之無詮方内一人舌を嚙切口中より血泡を吹出し候を異人共見當早速取押殘一人異人に被障失本意候内通辨の異人より兩人共差返可申趣申聞全十四日杵浦村役人方へ且又全十三日引立歸居候番所番人兩人足輕一人は矢張船中に繋置儘浦役人へ用事相頼候趣を以て渠等船中へ強て招寄不能越候ては怯懦にも組取申候付役人共船中へ罷越候處捕置候番人を〇〇

の儘、目前へ引出し、髻を搦打擲の振舞、其底意は畢竟全類の者を斯呵責致し候、而も穩順手向不得哉と殺氣を相示、自然此方より不堪憤怒致手向候時は夫を口實に押立兵端相開可申巧と被察候、當時於公邊御通詞異人共御取扱方至極穩順の御取扱に被爲在兼而被仰達置候御旨と仕罷在候得共、始終渠より好て事を起し候機會に至候ては對馬守自分に取り如何とも所置方當惑の仕合途方暮罷在候儀に御座候、乍併公邊御意内に聊相悖候取計可仕様毛頭無御座候右等不容易書面引續差上御賢斷の御指揮奉窺候段恐縮不少奉存候就者去十三日對馬守へ御書付を以て御達の御旨も被成御座候に付早速飛脚差立罷在申候然る處委情私共よりも奉申上尊聽候段は重々恐入候へ共國體切迫の時機不得止次第は御賢明被成下度様奉願候

文久元年西五月十八日

第五十七節

箱館奉行村上淡路守上申書

魯西亞軍艦對州へ罷越船修覆いたし度段強て申立無餘儀差免候由の處急速修

覆取掛候体も無之日々上陸遊歩いたし彼地迷惑不少候に付小栗豊後守溝口八十五郎被差遣長崎奉行より右船將へ猥りに船を寄せ右様の儀は有之間敷筈にて實に難破船に候は、早速修覆いたし退帆可致多分の破損にも無之候は、長崎表へ相廻り修覆いたし可然儀の處前文の次第不都合の振舞に付早々修覆差加退帆いたし候歟長崎表へ相廻り候猶於箱館魯國コンシエルへ篤と談判仕早々取扱候様申談否可申上旨被仰渡候趣在府全役の津田近江守より申越候に付當月十日コンシエルへ面會右の次第委細申談候處全人儀は右自國船對州へ相趣居候始末會て相心得不申候得共、いづれも不都合の儀に相聞候間此節碇泊の蒸氣軍艦アメリカ船號四五日の内當港退帆ボツシエト、フリカ内へ相越候に付全所へ罷在候コモトールへ申遣右船にても別船にても早々對州へ差遣船將へ爲申談候様可致段申聞候間支配向を以て様子相探り候處更に心得不申趣申聞其後私儀面會の節も猶又承候處全申居何分、夷情難測候得共、右答振等勘考仕候處、奸計候儀を押包候哉にも相見不申候、依之對話書相添此段申上候

西六月

本文ボシエト、フリカと唱候兩場所は朝鮮國に相接居近來魯西亞版圖に入新

規開港仕候地にて對州へは海上里數程近に有之候趣に御座候

### 第五十八節

#### 並河天民と河尻肥後守

京都の儒者並河簡亮號天民は伊藤仁齋の門人にて性剛決なる者なるが蝦夷地より滿洲へ攻め入り其居長を靡け從へ本邦に臣屬せしめんことを請ふこと再三に及んで許されず京師に歸らんとて筥荷の關を過けるときに一首の詩を賦して曰く

芒碭祭雲獨自奇

爲遊東海失歸期

無情最是關門吏

王者三過曾不知

文化二年松前奉行河尻肥後守精悍の兵を引率し堅牢の船に取乗りカムサーツカの湊ホノルカに押寄せ彼の砦を攻取らんと企てられ既に新造の兵船までも出來じしかども事ならずして止みぬ(獻芹微衷)

### 第五十九節

#### 間宮林藏と近藤守重

間宮林藏は常陸の人なり名は倫宗文化三年幕府北方防衛の爲め松前氏に令し蝦夷一帯を擧げて上地せしめ松前に奉行を置く全五年夏林藏普請役格を以て奉行の命を奉じ松田傳十郎と共に唐太島を探究す是より先明治年中松前氏其臣和田某をして島の南方五十餘里の地を檢せしめシラマシグシユンコタンの兩地に小府を置く其後寛政十年松平信濃守忠明幕命を以て島を檢し從吏高橋一貫中村意積をして北界を極めしめ行くを凡そ百里計りにして歸れり此に至り林藏傳十郎共に北行すると十數日故ありて又中途より歸る秋に至り林藏請ひて再び往く單身獨歩深く不毛に入りロツコスメリンタルを経て島の東北大湖のある處に至り遂に西方の海峡を渡りて東巖今の西比里の東方に入り其府徳楞哩に至り清國の夷官に接し經る所の地勢及ヒスメレンタルサンタンコルチツケキムンアイノ等諸夷の人物言語衣服飲食家屋葬祭等を詳録し十一月松前に歸る後是を一書と成し一々其圖を加へ題して「東巖紀行」といふ吾か邦人の

西比里に至る者林藏を以て始とす、兩地の間今に至るまで尙は開宮海峡の名あり、  
 近藤守重は幕府の臣なり通稱は重藏號を正齋といふ人と爲り精敏勁悍讀書を好む、寛政七年先手與力より長崎奉行手附に遷る、十年魯人蝦夷に寇す勘定奉行中川飛騨守前に長崎陸行たり、守重の用ゆべきを知り支配勘定に任して大使に隨行せしむ、守重山河を跋渉し將に擇捉に渡らんとし、洋中颶に遇ふ、乃ち甲を環て舟子を指揮す、從者曰く船危し宜しく身を輕くすべし、守重曰く鎧を着て溺死せば屍異邦の岸に到るも夷輩我が日本人たるを知るべしと、已に渡り魯人建つる所の標榜及び十字架を撤し、我が國の標柱を建て、歸る、守重是より心を邊境に盡し邊要分界圖を製し併せて北海警備の策を献すること二回、共に松前を官に收めて奉行を置くの利を論ず、官途に之に従ふ、守重著書四十餘部あり、邊要分界圖考「外蕃通書等は外交に關するものなり、

(以上兩傳大日本人名辭書所載摘要)

### 第六十節

#### 高田屋嘉兵衛

高田屋嘉兵衛は其先尾張の人後淡路に移る少にして大志あり、行檢を治せず嘗て船戸の備となり、佻易意に任し動もすれば輒ち人と諍ふ、衆皆之を厭ふ、嘉兵衛固より人備たるを屑とせず、乃ち諸弟を將ぬ去つて攝の兵庫に入り、拮据産を治す、巨船を造り奇貨を松前に轉漕し家資稍々饒なり、寛政十一年國家蝦夷を招撫することを謀る、有司五名に命し、國後擇捉諸島を巡察し、南部津輕二侯をして成卒を發して邊警に備へしむ、南北三百里分て五部たり、曰く渡羅戸、薄別、宗谷、裏沙、別霧、多有國後は霧多布の東北に在り、而して擇捉は國後の東北にあり、最巨島たり、松前を距ること三百里、外寇の要衝に當る、海路險惡、僅に蝦夷小船を通す已にして乃ち令を下し、能く航する者を募る、嘉兵衛素と膽略あり、事功を以て自ら期す、慨然募に志し、巨船を發して國後に至る風潮を洋中に候ひ、始て得るあり、曰く湖路分れて三たり、暗礁畏るべきなし、能く湖汐の衝を避けば、以て往來すべしと、乃ち帆を掲げて直に擇捉に抵る、岡島七百口に過ぎず、之を諸島に視ふるに、最も



荒、殘、嘉、兵、衛、始、て、海、畔、に、至、り、漁、場、十、七、所、を、開、き、漁、具、及、衣、食、を、給、し、其、業、を、勵、ま、し、  
 諭、す、に、國、家、洪、覆、の、恩、を、以、て、す、夷、民、大、に、悅、ぶ、既、に、歸、り、具、さ、に、狀、を、以、て、聞、す、官、吏、  
 を、遣、し、之、を、檢、す、嘉、兵、衛、之、が、嚮、導、た、り、是、に、於、て、擇、捉、始、め、て、屬、す、享、和、三、年、嘉、兵、衛、  
 功、を、以、て、公、廩、を、受、け、官、船、を、領、す、是、よ、り、數、ば、往、來、し、有、を、以、て、無、に、易、へ、夷、民、益、々、  
 繁、殖、し、大、に、漁、利、を、收、む、嘉、兵、衛、遂、に、別、處、を、松、前、箱、館、に、開、く、實、に、鎮、夷、府、の、所、在、な、  
 り、二、年、露、西、亞、賊、ホ、ー、シ、ト、ツ、フ、來、寇、し、唐、太、の、戍、堡、を、焚、き、利、尻、島、商、船、を、剽、掠、す、是、  
 に、由、り、沿、海、戒、嚴、文、化、八、年、コ、ロ、イ、ン、リ、コ、ル、ト、モ、オ、ル、等、を、遣、し、蝦、夷、諸、島、を、測、量、  
 せ、し、め、國、後、に、泊、る、戍、吏、コ、ロ、イ、ン、モ、オ、ル、等、七、人、を、捕、へ、松、前、獄、に、送、る、リ、コ、ル、ト、  
 遁、れ、去、る、嘉、兵、衛、適、々、擇、捉、よ、り、脯、魚、を、稱、載、し、箱、館、に、還、ら、ん、と、し、路、國、後、を、過、く、遙、  
 に、岸、上、幕、を、張、り、烽、を、舉、ぐ、る、を、見、る、洋、中、又、異、船、あ、り、意、之、を、怪、む、忽、ち、蝦、夷、船、一、隻、  
 の、來、る、あ、り、既、に、近、つ、け、ば、乃、ち、狄、賊、な、り、連、り、に、烏、銃、を、發、つ、嘉、兵、衛、驚、き、て、急、に、守、  
 備、を、修、す、事、不、意、に、起、り、舟、中、擾、亂、す、嘉、兵、衛、大、呼、指、揮、拒、き、戰、は、ん、と、欲、す、水、手、皆、懾、  
 伏、し、て、船、底、に、匿、る、或、は、海、に、投、し、て、遁、る、賊、跳、つ、て、船、に、上、り、刃、を、露、し、て、嘉、兵、衛、を、  
 環、り、之、を、縛、せ、ん、と、す、嘉、兵、衛、手、態、を、以、て、之、を、諭、す、我、は、是、船、師、な、り、と、賊、其、他、な、き、  
 を、知、り、乃、ち、縛、を、解、き、て、其、船、に、運、ひ、行、き、て、賊、魁、リ、コ、ル、ト、乘、る、所、の、船、に、繫、き、副、船、

を、以、て、之、を、夾、む、船、旁、に、大、砲、數、十、門、を、列、ね、嘉、兵、衛、を、諭、し、賊、船、に、從、は、し、む、嘉、兵、衛、  
 乃、ち、衣、を、更、め、刀、を、佩、び、徐、に、賊、船、に、乘、す、船、中、軍、卒、以、下、梢、工、に、至、る、ま、で、七、十、餘、人、  
 劍、槊、を、羅、列、す、嘉、兵、衛、神、色、自、若、リ、コ、ル、ト、其、常、人、に、あ、ら、ざ、る、を、知、り、心、敬、憚、し、之、を、  
 上、座、に、延、き、陳、ふ、る、所、あ、ら、ん、と、欲、す、言、語、通、せ、す、因、て、小、冊、子、を、出、し、之、を、示、す、乃、ち、  
 態、を、以、て、之、に、諭、し、て、曰、く、甲、比、丹、モ、オ、ル、等、皆、惡、な、し、と、リ、コ、ル、ト、信、せ、ず、諭、す、に、嘉、  
 兵、衛、水、手、數、人、と、俱、に、狄、地、に、往、か、ん、と、を、以、て、す、嘉、兵、衛、曰、く、水、手、何、の、率、か、あ、る、唯、  
 た、我、れ、獨、り、往、か、ん、の、み、と、聽、か、す、嘉、兵、衛、已、む、を、得、す、己、か、船、に、乘、し、水、手、に、告、ぐ、る、  
 に、故、を、以、て、す、水、手、從、を、請、ふ、者、十、餘、人、是、に、於、て、鄉、人、吉、藏、備、人、金、藏、讀、人、文、次、平、藏、  
 と、俱、に、す、其、餘、の、水、手、四、十、五、人、我、か、漂、民、と、皆、國、後、に、歸、る、訣、に、臨、み、嘉、兵、衛、書、を、國、  
 後、府、に、上、り、て、曰、く、臣、不、幸、に、し、て、厄、に、遭、ひ、賊、の、劫、す、所、と、爲、る、耻、を、恐、ひ、て、狄、國、に、  
 赴、く、は、微、志、の、存、す、る、所、國、家、の、爲、め、に、邊、隙、を、息、む、る、を、謀、ら、ん、と、欲、す、れ、ば、な、り、假、  
 令、身、は、粉、齏、せ、ら、る、い、も、敢、て、節、を、變、し、二、心、を、懷、か、す、と、又、書、を、妻、子、に、遺、り、て、曰、く、  
 我、の、故、を、以、て、其、業、を、廢、す、と、な、か、れ、と、既、に、別、れ、て、復、た、賊、船、に、徙、る、賊、即、ち、開、帆、  
 明日、東、の、方、色、丹、を、過、ぐ、颶、風、俄、に、起、る、一、小、島、に、近、つ、き、忽、ち、暗、礁、に、遇、ひ、帆、を、卸、し、  
 碇、を、下、す、風、益、々、烈、し、又、第、二、碇、を、下、す、夜、に、入、り、風、始、め、て、息、む、リ、コ、ル、ト、嘉、兵、衛、と

相對し從容として問ふて曰く、我全條松前に囚へらるゝ者七人中にコロインなる者あるや否やと、嘉兵衛初め其情を解せず、既にして之を曉り曰く、有り其貌長身威嚴あり、烟草を嗜ます、我邦人、以て露西亞酋長と爲す、モオル人となり、柔和能く、我邦語を解すと、リコルト之を領す、是より益々嘉兵衛を貴重し、居席を全うす、水手毎に嘉兵衛を呼んで、大將と稱す、リコルト之を聞き、亦嘉兵衛を呼んで、大將と稱す、三日を経て遙にカモサツカを望む、即ち露西亞の東界なり、山脈に雪を帯ふ、又四日ホロムシリ島を過ぐ、是を擇捉東北第十九島と爲す、露西亞に屬す、嘉兵衛船首に立ち、諸島を歴觀し、忽ち寒疾を得、熱を發し、絶食すること累日、九月十九日カムサツカに至る、時に嘉兵衛病已に愈え、上陸して、館舎に赴き、リコルトと全居す、境最も荒僻なり、國都を距ること二萬四千里、嘉兵衛居ること月餘、館舎に一兒童あり、オリリカと云ふ人と爲り、慧敏字を識る、嘉兵衛之を厚遇し、彼の方語を習ふ、又教ゆるに、我邦語を以てす、數句を経頗る相解するを得、嘉兵衛益々之を昵近す、リコルトの不在を視ひ、其往復の簡牘を探索し、密かにオリリカをして之を讀ましむ、之に由て、略は外界の情狀を知るを得たり、一夜嘉兵衛リコルトの枕上に就き呼んで曰く、我れ已に言語を解す、復た譯を須ひず、請ふ子の爲に計議し

兩國を調和して、以て子の全條を還さんと、リコルト蹴然として起ち、容を改めて曰く、是れ吾か日夜焦思苦心する所子と、俱に之を謀らんと欲す、獨り言語の通ぜざるを奈何ともするなし、是を以て遷延して今に至る、願ふに策將さに何に出でんとするか、嘉兵衛曰く、往にホーシトツフ蝦夷に寇し、横まゝに我が官府を焚き、我が商船を剽奪す、我が政府大に怒て曰く、露西亞素と信義あるの國、今や此の如し、何ぞ其暴なるや、是を以てコロイン等を捕へ、以て往年の寇に報ゆるなりと、リコルト驚きて曰く、ホーシトツフの事實、我が帝王の知る所にあらず、往歲レサハット命を奉して、貴邦に、使し、長崎鎮府に至る、鎮府之を待つ、亡狀彼深く之を恨む、歸路、オーツカを過き、識れる所の、ホーシトツフをして、蝦夷諸島を焚かし、既にして其非を悔む、書を馳せて之を止む、ホーシトツフ人と爲り、粗暴亦深く、貴邦の禮なきを憤り、彼の爲めに怨を報むんと欲す、曰く、既に托を受く、寧ぞ中止すへけんや、是に由てレサハット罪を得んことを懼れ、水に投して死す、後ホーシトツフ亦病歿す、其禍竟に我が全條に歸すと、嘉兵衛曰く、果して言ふ所の若くは、何ぞ書を我國に奉し、分疏して罪を謝せざる、苟も誠意相通すれば、豈に解せざる、あらんや、と、リコルト大に悦び、謝して曰く、請ふオーツカに之きて、其官司と議

シ、グリマツカ總督に稟し、而る後子と俱に貴邦に之かんと、明日リコルド去つて  
 オーツカに之く、一官人あり代て館中に居る、オロタコーと曰ふ、適々急報あり國  
 都より來る、オロタコー諸官と報を見て驚愕色を失す、嘉兵衛之を怪み其出を覗  
 ひ密かにオーツカをして報書を讀ましむ、曰く四月佛蘭西入寇、我兵不利、兵を喪  
 ふ、五千人帝王自ら四十萬人に將とし出て、墳上に軍すと、嘉兵衛之を聞き竊か  
 に憂ふ國に變ある恐らく我れ志を得すと、明年正月告書復到る、上下相憂ふ、嘉兵  
 衛之をオーツカに問ふ、曰く國に命ありリコルドを以て此地の長官に任すと、嘉  
 兵衛又以謂らく、若然らば彼此地を離るゝを得ず、我れ竟に還期なからんと、因て  
 鬱悒無聊幾くもなくリコルト、オーツカより歸る、嘉兵衛迎へ謂て曰く、聞く子に  
 慶事あり、官に此に任す則ち復た我邦に行くを得すと、リコルト曰く、子且く安ん  
 ぜよ、吾れ敢て言を食まざるなりと、二月水水文次吉藏皆疾ひ地醫藥に乏し、嘉兵  
 衛日夜看病、文次遂に死す、僧之を葬むらんと欲す、嘉兵衛其邪教なるを嫌ひ辭し  
 て曰く、我邦葬祭皆制度あり、我に従ふ者或は客土に死す、我常に之か爲に葬る他  
 人を煩はざるなりと、乃ち棺衾を具へ自ら僧衣を服し、佛語を誦し、以て之を葬  
 る、逾えて一月吉藏亦死す、之を葬むるを前の如し、嘉兵衛リコルトに謂て曰く、我

に従ふ者已に死し、其存する者皆疾に罹る、我亦脚腫を患ふ、今海水將に解けん  
 とす、舟路方に通すへし、此時に及んで之を圖らずんば、遷延遲滯一旦病餘者をして  
 悉く異邦に死せしめば何を以て兩國の隙を解かんと、リコルド惘然として曰く、  
 我亦意切なり、オーツカ官吏へトロスケ將に此に來らんとす、會議一決當さに發  
 すへしと既にして、トロスケ至る、トロスケ厚く嘉兵衛を禮し、囑するに、還囚  
 を以てす、五月朔嘉兵衛リコルトと共にカムサツカを發す、時に港中氷一丈餘、氷  
 を椎き船始めて通す、二十九日を以て國後に抵る、初め嘉兵衛のカムサツカを發  
 するや自ら度るらく、吾れ國後に至らば恐らくは彼れ狐疑を生せん、吾れ先づ上  
 陸し水手をして獨り留まらしめば、則ち吾れ辭以て官府に白すなし、如かす水手  
 をして陸に上らしめ、吾れ獨り留り待ち自ら圖を爲さんと、是に至て嘉兵衛先づ  
 水手をして上陸せしめ、具さに狀を以て官に白す、曰く、臣若し廣議して合はずん  
 ば、當さに死すべし、敢て苟も免れて以て國家を辱かしめざるなりと、又辭を斷ち  
 副刀を并せて、妻子に遺りて曰く、吾の生死三日中に決せん、と、水手將さに去らん  
 とす、リコルド謂て曰く、明早汝等將さに來て、我が囚の消息を報すべし、否らすん  
 ば、我れ將に汝の主を以て行かん、とす、水手既に去る、嘉兵衛色を起し、怒て曰く、

初め我れ子と計る如何ぞ今乃ち要語を以て我を脅す其信果して何くに在るや去歲我れ難に死せんと欲す舟中無辜をして盡く鋒鏑に嬰らしむるに忍ひず是を以て隠忍して此に至る我實に辱を知らんや子迷を執て回らすんば我意決せりと刀を按して進むリコルド驚き謝して曰く子岸に上らんと願はい宜しく其意に任すべし若し事諧はすんは則ち我れ必ず同僚と死を致さんと嘉兵衛意解け乃ち曰く事の諧はざる我亦何の面目わつて天下に立たんやと明日嘉兵衛リコルドの謝疏を取り岸に上り直に府に詣る府吏出て、嘉兵衛を勞苦す嘉兵衛頓首して具さに捕となりてよりの終始を陳す因てリコルドの謝疏を上る明日嘉兵衛命を受け往て告書をリコルドに授けて曰く既に罪を謝す當さに上聞して囚を赦すべし且命して盡くホーシトツフ所掠の武器財物を償還すべしとリコルド命を聴き六月オーツカに還る嘉兵衛速に松前に之き具さに狀を以て之を白す尋て命を受けて箱館に至り以て虚船を埃つ九月リコルドオーツカより箱館に至り盡く掠む所を還す數の如し是に於て大府命してカローイン以下七人を釋す是より後復た狄寇なし明年三月官嘉兵衛を許して故職に従し金若干を賜ふて之を賞す。

(以上岡田僑著高田屋嘉兵衛傳拔萃)

## 第六十一節

### 最近露軍の滿洲侵略

我が明治三十三年即ち清の光緒二十六年(西曆千九百年)五月より北清地方に義和團の騷擾ありしを利用して露國は各兵を増し病院を移し四個の高等軍制を組織して六月十五日五將軍をして滿洲の界に進入せしめたり第一軍は大將アルロフ之を率ゐて西比利亞の舊托羅海方面より黒龍江省興安嶺西の海拉爾より入り第二軍は大將レンネルカンフ之を率ひて西比利亞ホーフアより入り第三軍は大將サハロフ之を率ゐるハ、ロフカより入り又他の一部隊は大將チニヤモフ之を率ゐてニコライスクより入り第四軍は大將クレスナノスキ(後にアイクストフ)之を率ゐてウラシオストク及びボシエツト灣より入り第五軍は中將カスオラチ之を率ゐて歐洲よりの混合兵を以て旅順より入り他の一軍は中將リシチエツチ之を率ゐて全盟軍と共に山海關より進入せり其結果として左記の地點を侵略し得たるものとす。

第一軍

六月三十日愛琿停車場を降す、蓋し誤聞か、  
八月二日ハライを圍み之を降す、海拉爾の誤か、  
全三十日全軍會合す、これ齊々哈爾ならん、

第二軍

八月二日サガリエン(ヘランボ)を降す、これ薩哈連烏拉の誤にして黒蘭泡或は  
黒河屯といふ、ブラゴエチンスクの對岸なり、  
全四日愛琿を降す、  
全十五日興安嶺城を降す、  
全十八日墨爾根城を降す、  
全廿一日イラハ停車場を降す、これ伊拉哈站なり、  
全廿七日ヲチハルを降す、これ齊々哈爾なり、  
全三十日第一軍に會合す、

第三軍

六月二十七日哈爾濱を降す、

八月八日三姓を降す、以上は轉倒せりと思はる、

八月十日第一、第三、兩軍合して呼蘭城を降す、

九月二十九日第三軍の一部拉林城を降す、

第四軍

六月三十日琿春城を降す、

八月二十三日第一、第二、第三、第四軍合して吉林を取る、

八月二十八日寧古塔を降す、此軍は第四軍中の別動隊か、即ちウラシマストク  
よりニコリヌク及び三岔口を經過せしならん、

第五軍

六月二十四日シヨンユ一城を降す、誤聞か、

全廿七日金州城を降す、

八月四日牛莊を占領す、即ち營口なり、

九月二十六日牛莊城を降す、

全廿七日アンサンチュアンを取る、即ち鞍山站或は鞍山店なり、

全廿八日遼陽を占領す、

十一月一日奉天を占領す。  
 全三日鐵嶺を取る。  
 全四日フオーレンエン城を取る。撫順城の誤か。  
 全九日新民に進軍す。  
 第六軍

十月廿七日寧河を占領す。山海關外此地なし。蓋し寧遠の誤聞か。  
 全三十一日錦州を占領す。

(以上支那ガゼット所載日本新聞譯載)

此結果として平和克復後も滿洲の地は事實に於て既に露領の觀あり。即ち終に今日の時局あるに至りしものなりき。

第六十二節

最近滿洲交通案内

●滿洲主要道路里程

(一) 由山海關—奉天—吉林—齊々哈爾—愛理—到露領ブラゴウエチエンスク市

沿道巨邑	里數計(清里)	沿道巨邑	里數計(清里)
山海關(臨榆縣)	〇	大凌河	三九五
前衛	六五	小黒山站	五七一
望海店	一六〇	二道井	六二一
寧遠州	二二五	大白旗堡	六七一
高橋	二九〇	新民府	七二一
錦州府	三五五	馬三家子	八〇一
由奉天府到吉林府		奉天府	八四一
里數計(清里)		沿道巨邑	里數計(清里)
奉天府	〇	大孤山	二一七
三臺子	一四八	伊通州	二三〇
大窪子	二〇〇	三臺子	三〇〇
帆家子	三〇〇	塔爾河	三一五
清水臺	三八	大水河	三三五
懿路廳	四三	老嶺	三四七
石山子	四三	吉林	三五六
由吉林省到登額爾鐵庫站		登額爾鐵庫站	九二二
里數計(清里)			
吉林	〇	烏喇嘴	二六五
古站	一〇五	古家子	六八五

第十章 日露交渉史片

由登額爾鐵庫站到新店

登額爾鐵庫站	里數計(清里)	○ 五家站	一八八	謨心站	三八七
三家站	一二二	伯都訥	三〇七	新站	四三二
由新站到露領夫拉果爺廷斯科					
里數計(露里)					
新站	○ 塔爾站	二四六	科落爾站	四七八	
古魯站	二一	寧年站	二八六	四站	五二八
塔勒哈站	五三	拉發站	二二六	二站	五七八
多耐站	九八	博爾杜站	三六〇	愛理	六二〇
温托理站	一四三	伊拉哈站	四〇八	薩哈連	六六〇
特木得赫站	一八八	板橋子	四二六	夫拉果爺廷斯科	六六〇
齊々哈爾	二二六	墨耳根	四四三		
(二) 由營口到奉天					
里數計(露里)					
營口	○ 沙灣臺	五一七	沙河堡	一六三	
牛家屯	六五	馬牙臺	八七	白塔舖	一七四
高坎	一八	沙嶺	一〇六	奉天府	一八二
藍家堡子	三九	遼陽州	一二三		
牛莊城	四二	十里堡	一五三		

(有黑龍江渡頭而已)

(三) 由營口到金州(大約)

里數計(清里)

營口	○ 復州	二五二	普蘭店	三四二	
二道河	二〇	蓋平	七〇	金州	四二〇
李官村	一六五	熊岳城	一二五		

(四) 由蓋平到大庄河

里數計(清里)

蓋平	○ 沙口	一九五	大庄河	二六〇
----	------	-----	-----	-----

(五) 由大庄河到金州

里數計(清里)

大庄河	○ 皮子窩	八四	關家店	一九六	
前蕭家堡子	三二	窪子店	一一四	金州	二〇一
大高家站	七二	黃家屯	一五七		

(六) 由大庄河到鳳凰城

里數計(清里)

大庄河	○ 斗勺子	二〇二	鳳凰城	三七〇	
大孤山	一五五	高麗門	三四〇		

(七) 由鳳凰城||撤馬集小||水里||到平臺子

第十章 日露交涉史片

鳳凰城 〇分水嶺 一八六  
 顧家屯 〇小水里 二六〇  
 撤馬集 一六〇 〇大嶺 二九〇  
 三七〇

(八) 由奉天—通化—到帽兒山  
 里數計(清里)

奉天 〇永陵 三六五  
 新隆站 〇新賓堡 三〇五  
 撫順城 八〇 〇旺清門 三五五  
 普魯 一七〇 〇崗山嶺 四〇〇  
 三岔河 一九〇 〇通化 五一五  
 楊家崙 六三〇  
 小里石溝 七七〇  
 帽兒山 八一〇

(九) 由帽兒山到炭河口  
 里數計(清里)

帽兒山 〇老嶺 九五  
 二道溝 三五 〇炭河口 一九〇

(十) 由奉天—法庫門—到賓城子  
 里數計(清里)

奉天 〇鴛鴦樹 三九〇  
 法庫門 一七〇 〇四平街 四三〇  
 通江子 二六〇 〇奉化(寶買街) 四六五  
 昌圖 三三〇 〇朝陽堡 五五五  
 小黑林子 七〇五  
 賓城子(長春) 七七〇

(十一) 由吉林到賓城子

吉林 〇大橋 九〇  
 大水舖 四五 〇觀音口 一八〇  
 賓城子 二四五

(十二) 由露頓ホルタフカ—寧古塔—到吉林  
 里數計(清里)

波耳大布喀 〇馬道河子 三八  
 木林 一三七 〇西林河子 八九  
 小綏芬 七八 〇拾馬溝 一六七  
 呼石河 二二二  
 寧古塔 二二二

由寧古塔到吉林

里數計(露里)

寧古塔 〇必拉哈 一三〇  
 花拉木 五五 〇額木索 一四五  
 塔拉哈庄 一〇八 〇窩集口兒 一九六  
 江密峯 二九二  
 吉林 三一八

第十章 日露交涉史片



(十三) 由額木索到理春

額木索	局子街	二二三	理春	一九九
楊家店	暖呀河	二三〇	露清國境番所	三二四
寬道口	凉水泉子	二五〇		
南崗	密江	二七〇		

(十四) 由登額爾鐵路庫站||拉林||到阿什河

登額鐵路庫站	五常城	八九	三家堡	六七
孤榆樹	拉林城	八一	阿什河	一二三
新站	二道河子	一〇八		

(十五) 由伯都訥到新站

伯都訥	阿什河	三九〇	新	六〇〇
双城鎮	賓州	二六〇		

(十六) 由齊々哈爾||呼蘭城到三姓

齊々哈爾	大木蘭達	六九五	站	八二五
蘭家站	白楊木	七五五	站	八八五
滿子口	蘇爾特城	二四五	站	九七五
喇嘛城	烏爾木	三八五	姓	一〇三五
呼蘭城	張家站	四三五		
白彥蘇々	呼蘭河	四九五		

(十七) 由呼蘭城到北園林子

呼蘭城	朝陽堡	一〇五		
太平山	北園林子	二六〇		

(十八) 由三姓到寧古塔

三姓	三道河子	二八五	掖河	四九〇
太平店	三	三三〇	寧古塔	五五〇
娘子溝	二	三六五		
八榆樹	頭站	四一〇		

(十九) 由海拉爾到齊々哈爾

第十章 日露交涉史片

海拉爾	○哈爾克	一七五	撒拉克塔	二九九
哈爾克	二七	伊勒克的	一九九	庫々爾
哈拉呼集	七四	都哈圖	二五四	齊々哈爾
們都克	一二	阿楊	二七六	
				四一七

附論

外邦に對する日本國力の消長

滿韓古來の史蹟を尋ねて直に看取し得らるゝは、日本國力の外部に向へる消長盛衰是なり、上古日本が三韓を征服し肅慎を威懾せしめ吳會を臣としたりし際は實に、我が勢力範圍の及ぶ所や廣大にして皇威は八荒に輝きたりしなり、任那日本政府之が爲に儼立せり一旦高麗新羅強大となりて我政府の命令を奉せず、而して我が外交方針の萎縮之に伴ひ征韓の舟師屢々敗績するや、我が勢力範圍は漸く縮小して朝鮮半島に及へるに過ぎざり、更に唐軍滿韓を合せて盛に東方に振ふや我日本軍は遂へ戦ふて大敗を招きて後終に其勢力範圍なるものは、全く我が日本海以東に限らるゝに至りて日本任那府終に廢滅せり、之が爲めに終に刀伊賊の入寇となり轉して元寇の襲來となりぬ、されど幸にも天我が國土

を棄てず、宮崎、八幡、伊勢、太廟の神助空しからずしてよく刀伊を攘ひ元寇を殲すや、我が外交の方針は依然萎靡して振はざりしと雖も、我が邦人の勇氣は此海戰を界として大に高まり、反て元朝をして成を慶元及び耽羅今の濟洲島に置き、朝鮮海峡を扼せんとするに退却せしめ、明起りて元に代るや更に防備を渤海灣なる金州に置き、直隸以南なる南方沿岸の守備をのみ修するに至りて、我が戰國時代の武士は自由に本國を脱し、滿韓、吳越は更なり、江南、江北、到處、支那大陸の沿岸を劫掠して止まざるに至れり、これ彼の所謂倭寇なり、されど我が外交方針なる者依然として舊套を脱せず、僅かに豪壯無謀なる豊公の征韓役ありしのみ、半途にして此企挫折するや、徳川氏は更に我が勢力範圍を外邦に伸さんとせず、特に三代家光に至り鎌倉北條の故智を學んで鎖國政略を執るや、我が威力は終に九州以西に出つること能はず、而して北門南邊の守備すら欠如たりしを以て、北狄南蠻、我が脅を窺ふに及んで幕末の外交難を生せり、かの露艦か朝に千島樺太を侵し、夕に對馬を占領せしが如き我に取りては何たる醜狀ぞや、幸にも天再び我が國土を棄てず、更に明治維新の新天地を開き、開國進取の國是を確立して、漸く南北邊海の防禦を盡さしむるに及ぶや、忽ちにして征臺の事あり、延いて征

韓論勃興しぬ畢竟これ我か外交方針を確定し我か利益線の在る所を固め以て勢力範圍の及ぶ地點を膨脹せしめんためなりき然るに我か外交方針は依然として其實舊套を墨守するにありしかば海陸軍備の整頓日一日に其歩を進むと雖も滿清の侮蔑は曾て舊時に變することなくして終に朝鮮事變といひ日清戰役といひ北清事變といふ如き苦戦を経ざるを得ざらしめたり固より陸海軍備の擴張と我が忠勇なる國民の力とによりて是等事變に處しても幸に我を誤まることなきを得たりしと雖も我の所謂東亞指導隣邦保護の好意は清韓其者に諒とせらるゝことなくして反て徒に彼の頑迷を懲すてふ義軍を動かさざるを得ざらしめたり之を苦戦と稱するも寔に不可ならんや要するにこれ我か勢力範圍をして遠く上古に其則を垂れし如く滿韓の野を奄有するの宏謀なきの結果に外ならず然も今や邦人漸く覺醒して露國の南下を防ぎ所謂上古の宏謀に則らんとするの傾ありこれ豈に慶賀すべき顯象ならずとせんや予輩は一日も早く我か外交方針の確定して勢力範圍の及ぶ所を明かにし我か利益線を固めて東亞時局の解決を速かにし而して我か日本が將來に於ける安全なる立國の地歩を作らんことを翹望するものなり其露と戦ふと否とは固より問ふを須ひ

さるなり若し然らずして一時滿韓交換等の所論の下に唯た姑息の小康を苟且する如きわらは其禍や更に今日よりも甚だしきものあらんとすること正に鏡に懸けて見る如きものあらんを憂慮するものなり聊か史論を臚列して我國過現未の形勢に及ふと云ふ(三十七年一月十日稿)

## 滿洲古今史 大尾

明治三十七年三月廿五日印刷  
明治三十七年四月一日發行

滿州古今史典附  
定價金三十錢



著作者

足立栗園

著作者

平田骨仙

發行者

石田忠兵衛

大阪市東區安土町四丁目  
三十八番屋敷

印刷者

本田恒市

大阪市南區心齋橋筋一丁  
目六番屋敷

發賣元

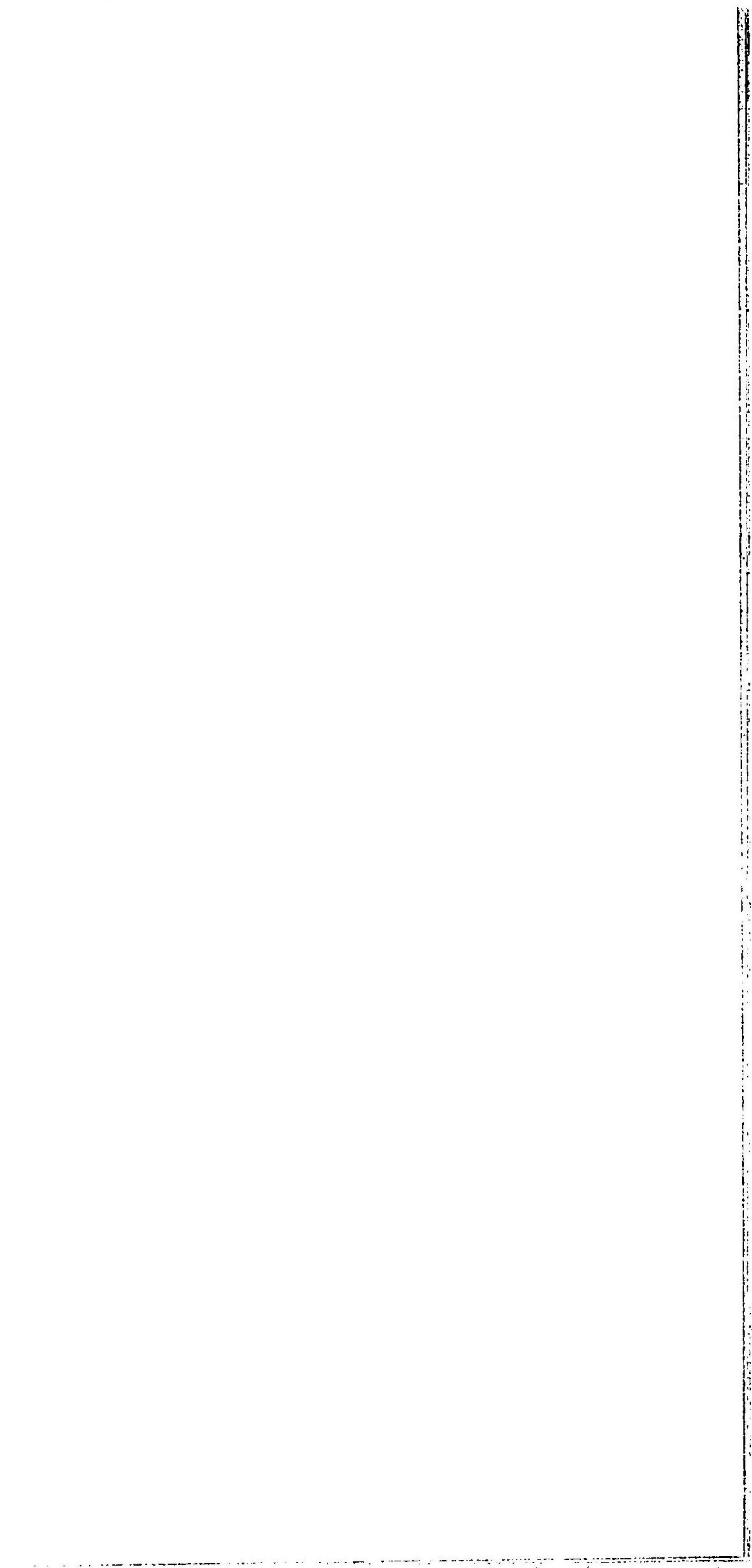
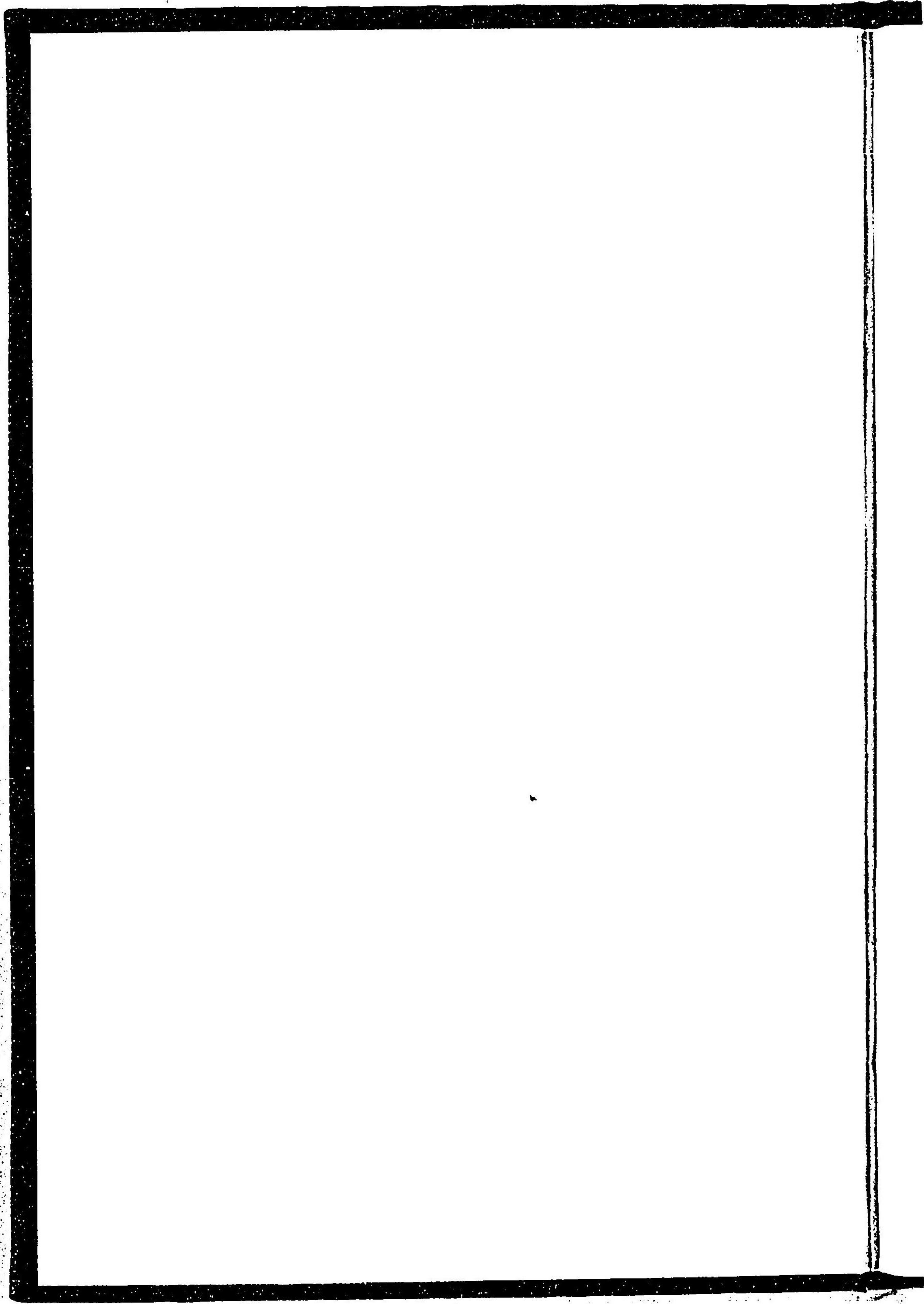
大阪市東區  
安土町四丁目

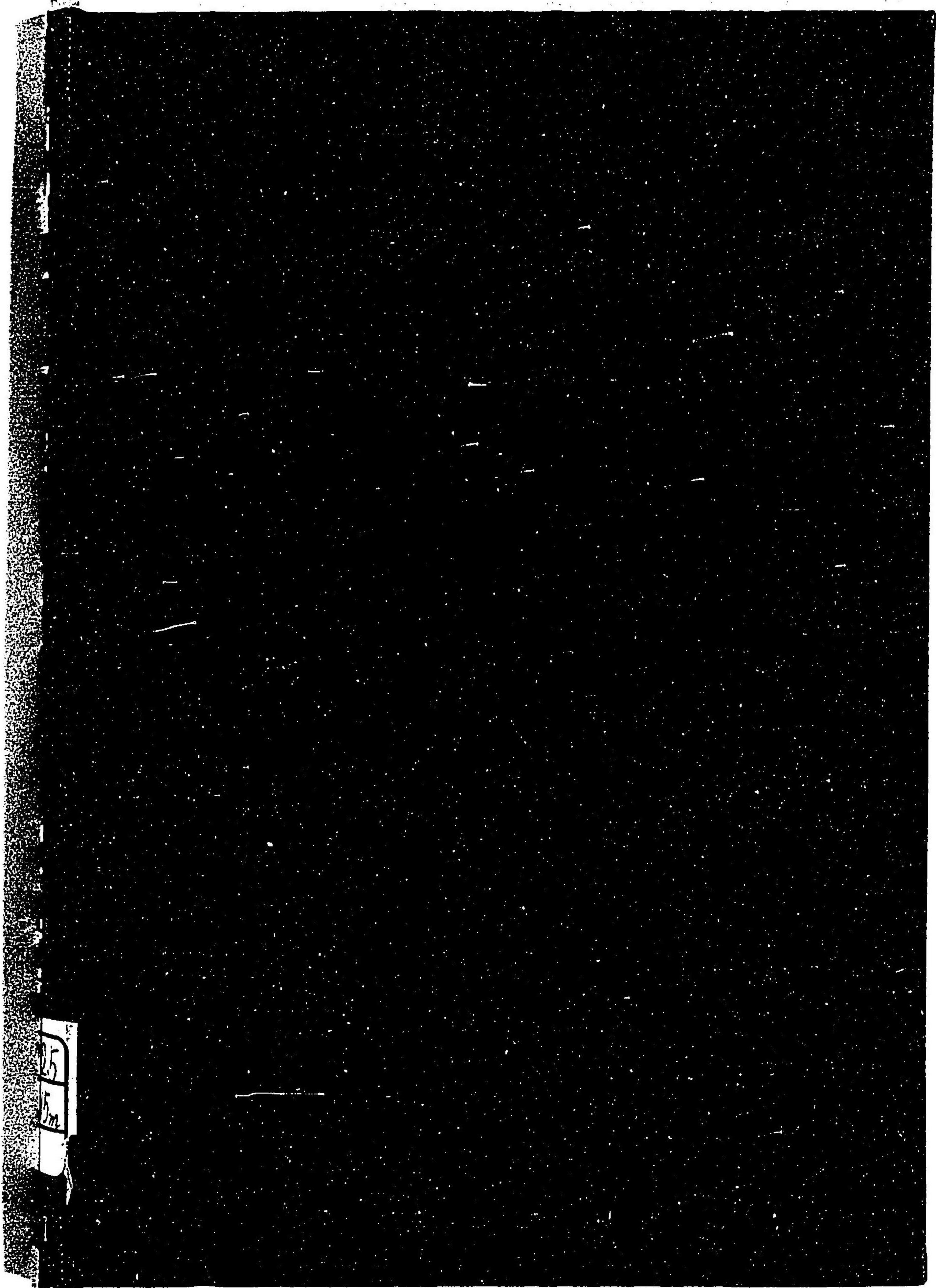
廣島市中區  
博多島屋町

積善館本店

積善館支店

IF E-22





25  
1/2

222.5  
A215

003432-000-2

222.5-A215m

満州古今史

足立 栗園/著

M37

ACC-2081





